

日本司法福祉学会 ニュース No.27

〒510-0293 三重県鈴鹿市岸岡町1001番地1 鈴鹿医療科学大学 藤原正範研究室気付
Tel: 059-383-9208 (内線2407) Fax: 059-383-9666



おおさか大会を開催して

大会実行委員長 松宮 満

第12回日本司法福祉学会全国集会おおさか大会は、9月3日(土)・4日(日)の両日、関西福祉科学大学において、予定通り2日間のプログラムを実施することができました。

迷走する大型台風12号が大会初日に大阪を直撃すると予報のため、参加者の減少が危ぶまれました。しかし、当日は、悪天候にもかかわらず午前のプレセッションからたくさんの方がお越しになり、2日間を通じた実参加者は180人を超えました。

おおさか大会のテーマをつくり、2日間のラインナップを企画・実施にあたった実行委員のみなさん、ありがとうございました。

接近する台風をにらみながら臨機応変に対応し、やりすごした大会事務局の働きも特筆しておきます。

みなさんありがとうございました。来年の「とうきょう大会」もよろしく。



松宮満大会実行委員長

おおさか大会のテーマ 「被害～加害～被害——虐待と非行・犯罪への司法福祉実践を考える——」

プレセッション1 ラウンドテーブル

私たち支援者は、何ができたのか。何ができなかったのか——当事者からの提言を受けて——

遠藤洋二

プレ企画のラウンドテーブルでは、当事者と支援者の2組が、インタビューを交えながら過去の自分と支援者の関わりについて語っていただきました。当事者である才門氏は少年院、A氏(女性)は児童自立支援施設での経験を踏まえ、支援者に限らず周囲にいる人々が、子どもを「受け入れ」「寄り添う」ことが何よりも重要であることを改めて感じました。

また、「セカンドチャンス」のように、当事者によるセルフヘルプの取り組みは、現在困難を抱えている子どもたちに近い将来の「モデル」を提示する意味でも大きな可能性を秘めているものでも確認されました。

支援者の立場で発言いただいた津富、山野の両氏は、当事者2名の思いを十分に引き出していただき、セッション

を深い学びへと導いていただきました。当事者と支援者との間に、何とも言えない「温かい空気」を感じたのは私だけでしょうか。

また、司会者である前野氏は、十分な打ち合わせもできない中で、議論が迷走しないようご配慮いただきました。

何よりも、トラウマの再現にも成りかねない自らの過去を、勇気を持って語っていただいた才門氏、A氏をはじめ、準備不足のまま当日を迎えながら、趣旨を十分ご理解いただき、すばらしいラウンドテーブルにまとめていただいた前野氏、津富氏、山野氏に心よりの感謝を申し上げます。



プレセッション2

ワークショップ

学校での『加害』、家庭での『被害』

佐々木千里

9月3日午前のワークショップは、40名ほどの参加者がありました。ワークの最初は、童心にかえって遊んでいたが、そこからグループ分けをしました。スクールソーシャルワークでは、まず学校現場から収集できる情報をもとにアセスメントをしていきますが、ワークでは、模擬事例を使って「スクールソーシャルワーク・アセスメント」の一端を体験していただきました。最後に、各グループでの「見立て」を発表していただきましたが、どのグループでも、学校での問題行動の裏にある、淋しい少年の姿を見つけていただけていました。今回は、学校関係者だけでなく、他の領域の方々も多く参加していただいていたため、終了後、参加者からは、「いろいろな視点をもった方がいたので、深い議論ができた」「アセスメントを扱ったこのようなワークは初めてで良かった」「学校での情報の様々なことがわかった」等、たくさんの感想をいただきました。

シンポジウム1

「虐待」——虐待から非行への移行

コーディネーター野田正人、シンポジスト小川剛史（寝屋川市教育委員会）、山本恒雄（日本子ども総合研究所）加藤洋子（流通科学大学）



ミニ講演

野口善國弁護士



シンポジウム2

「非行」——非行の背景にある子どもの傷つき

コーディネーター加藤幸雄、シンポジスト相澤 仁（国立武蔵野学院）、松田美智子（法務省名古屋矯正管区）、野口善國（兵庫県弁護士会）

野田正人

本シンポジウムは、大会テーマである「被害～加害～被害」を受けて、被虐待児童が非行へと移行し、非行支援の中で

被虐待が見いだされるという現状を描き出そうと企画した。

全体は、「～虐待から非行への移行～」と「非行の背景にある子どもの傷つき」との二つのシンポジウムに、野口善國会員のミニ講演を挟んだ三部構成で行った。

寝屋川市では教委が関与した検討事例の99%が虐待であったなどの報告が市教委の小川会員からなされ、児童相談における基本の考え方と、市町村や地域の視点が山本恒夫会員、加藤曜子会員の報告によって示され、特に虐待と非行の強い結びつきと、その対応の基本が確認された。野口会員からは、付添人経験に基づいた、非行少年らが抱える傷つき体験の深刻さが語られた。第二部のシンポジウムでは、非行少年を指導する、児童自立支援施設と少年院からの報告が、国立武蔵野学院の相澤仁会員と名古屋矯正管区の松田美智子部長（前和泉学園長）からなされたが、いずれも今日の処遇の困難化や家族状況の著しい変化が指摘され、背景の虐待の存在が示され、野口会員も入っての若干の議論がなされた。盛りだくさんの内容で、フロアとのやりとりが十分できなかったうらみはあるが、虐待と非行との関連を、多角的に浮き彫りにできたのではないかと思います。

分科会

前田忠弘

予定どおり、8件の分科会が開催されました。台風の影響も心配される2日目にもかかわらず、早くから多くの方にご参加いただきました。分科会の「乱立」では、という危惧もありましたが、多くの分科会では参加人数・研究内容ともに、会員の「情熱」を示す結果となったように思われます（もちろん今回は怠惰な分科会責任者がなし得た偶然の成果であり、分科会の調整は真摯に検討すべき課題として残されているかもしれません）。なお、要旨集に間に合わなかった「第8分科会・少年司法の現状」では、少年刑事事件の具体例をふまえて、①付添人・弁護人の「少年観」、②社会記録の取り扱い、③55条移送といった理論と実務における喫緊の課題が議論されましたことをご報告いたします。

自由研究発表

古川隆司

本大会では12組の自由研究報告の申込があり、11組が発表しました。内容は、児童に関する報告が7本、地域生活定着支援・更生保護に関する報告が2本、障害者に関する報告が2本でした。

本大会では児童に関する報告を中心とした会場と、それ以外の2会場に分けました。本大会のプレセッションなど他プログラムとの関連もあり、児童虐待に関する内容、司法手続にかかる内容、非行少年や少年犯の処遇をめぐるスクールソーシャルワークなど、多岐にわたる研究が報告され、意見交換が熱心に行われました。また、史料によるレビュー研究、海外の事例紹介、地域生活定着支援に関する内容についても、研究者・実務家会員それぞれの意見交換

や交流が図られたと考えます。

本学会の目的からみると、本大会では消費者被害など民事紛争や児童を除く権利擁護については研究報告がありませんでした。また、いわゆる「所在不明高齢者」問題や東

日本大震災をめぐる研究など近年のトピックへの研究報告もありませんでした。社会福祉現場では多様化する司法との接点が多くみられ、今後より幅広く多くの研究報告がなされることを期待します。

国際犯罪学会第16回世界大会 日本司法福祉学会企画シンポジウム報告

藤原正範

8月5日から9日にかけて、神戸国際会議場、神戸学院大学を会場に、国際犯罪学会第16回世界大会が開催された。国内の参加者1,096名、海外の参加者42か国・地域から371名であった。大会は開催された部会164、ポスター報告92、学術ツアー6と盛沢山であり、成功裡に終わった。私たち学会が企画したシンポジウム「日本における司法と社会福祉の協働～少年犯罪を中心に～」は、次のような内容であった。

【進行】

- ・企画趣旨・日本における少年司法手続説明
加藤幸雄（日本司法福祉学会会長、日本福祉大学）
- ・話題提供①「少年司法と児童福祉との二極分化～失われつつある協働～」
服部 朗（日本司法福祉学会理事、愛知学院大学）
- ・話題提供②「2000年以降の少年司法～厳罰化～」
湯原悦子（日本司法福祉学会理事、日本福祉大学）
- ・話題提供③「裁判員裁判と少年事件～司法ソーシャルワークの役割～」
藤原正範（日本司法福祉学会事務局長、鈴鹿医療科学大学）
- ・討論
指定討論者 佐々木光明（日本司法福祉学会理事、神戸学院大学）、シンポジウム出席者と話題提供者による議論

【内容】

本シンポジウムは、2000年頃からの日本の少年司法の変化の内容と背景を明らかにし、将来を展望しようとするものであった。日本においては、第2次世界大戦後、新少年法が成立し、その法によって誕生した家庭裁判所が、法の理念を実践してきた。それは、司法機関の営みではあるが、少年の健全育成を目的とし、教育・医療・福祉など社

会内のあらゆる資源との協働を重視した。しかし、2000年以降、少年司法と児童福祉との二極分化が進み、少年司法は厳罰化により刑事司法に近づきつつある。少年法の健全育成理念は、いまや大きく後退しつつあると言わざるを得ない。この背景には、犯罪被害者の活動により加害者に厳しい世論が形成されてきたこと、社会の共同意識が衰退し自己責任が強調される風潮が強まっていることがある。日本の司法福祉関係者が今後行わなければならないことは、健全育成の理念に基づく実践の検証、少年を含む刑事司法への福祉的支援の検討、犯罪被害者に対する支援のさらなる充実・強化である。

会場の出席者は約80名であった。指定討論者から、少年司法と児童福祉とが協働できる条件は何か、厳罰化する少年司法の現状は打開できるか、ソーシャルワークの関与が少年司法の現状を変える可能性があるかという問いかけがなされ、それぞれ話題提供者、出席者との間で議論がなされた。出席者の一人ダグ・レオナルドセン氏（ノルウェー）は、若者のひきこもりを例にして、犯罪少年だけでなく、広く社会と若者の問題をとらえて解決法を考える必要があるのではないかと提言した。



加藤幸雄
日本司法福祉学会会長



ダグ・レオナルドセン氏

東日本大震災もろもろ

守屋克彦

今、東北は、稲刈りの季節です。今年も、いつもの年と同じように、黄金色の稲がたわわに頭をたれています。先日、津波で浸水した水田でも稲刈りをしたニュースが報道されていました。震災の時には、泥とガレキで埋まり、水田の所有者は途方に暮れたそうですが、ガレキや泥を取り除き、水田を掘り下げ、水路から真水を通す脱塩作業を9

回も繰り返して、やっと田植えをし、今回の収穫になったようでした。また、同じ日のニュースでは、宮城県の気仙沼で、津波で流され民家の屋根に乗り上げた写真が報道された大型の巡航船が、漸く修理を終えて、航路に復帰した様子も報道されていました。

しかし、今になっても、遺体の搜索は続けられていて、

今日も3人の遺体が見つかったというニュースが報じられています。

震災後半年を経て、復興の息吹が頼もしく感じられる反面、傷跡の深さが癒える日の遠さを感じさせています。

台風15号の豪雨による災害といい、昨今、自然のエネルギーの大きさを改めて感じさせられる災害が続いているように思います。福島原発問題も、このようなエネルギーを人間が簡単に制御できると考えた心のおごりに対する頂門の一針だったのではないかとさえ思えてきます。

それに比べて、私たちには、昔と比べて自給自足の条件が著しく乏しくなっていることを思い知らされました。日本の戦後を体験している世代から言えば、当時は、部落には大体井戸があり、生活用水の足しにしていたものですが、最近では見当たらず、トイレも水洗になったために、断水

による影響は深甚です。昔の「かまど」もないので、電気・ガスが止まると、炊事や暖を取ることもできません。私も、ガソリンを求めて3時間も雪の中を並びましたが、日常の便利さは、一旦災害が起きると、收拾のつかない不便につながることを、今回あらためて学びました。それと同時に、停電で信号がつかなくなった道路でもゆずりあって大きな混乱もなく進行していた車や、開いている店に何時間も並びながら列を乱さずに順番を待つ人々の心根に、人って誠実なんだなあと感じさせられたことも、災害から得た大きな収穫でした。

それにしても、收拾に専心すべき政府や国会が、相手の揚げ足取りや党利党略に走っているように見えるのは、何とかならないものかと思うのですが。

2011年度第1回理事会・2011年度総会の報告・審議事項

報告

8月31日現在の組織状況

①会員数344名、現在入会手続中2名

②中間決算の残額 1,005,509円（昨年度大会時より613,828円減少）*9月2日中間会計監査済

2011年度会費の納入者225名（会員の65.4%）、2011年度会費の未納入者119名

審議

1. 第13回大会の開催について

2012年8月4日（土）～5日（日）、東京近辺の適当な会場で開催されることが決定された。

2. NOFSW との学術交流について

2012年4月15～18日 メリーランド州バルチモア 第29回大会

2013年 ミシガン州 第30回記念大会

29回大会の会員参加者に10万円を上限として学会財政より補助すること、30回記念大会に積極的に参加することが確認された。

3. 学会誌「司法福祉学研究」の査読手続について

学会誌の自由投稿論文の原稿の受領から掲載までの手続きが次のとおり決定された。

(1) 投稿原稿を受領→投稿者へ受領通知

⇒ (2) 査読者を選定（論文1本につき2人）（査読者リストの作成）

⇒ (3) 査読を依頼（査読辞退がある場合は代替査読者を選定）

⇒ (4) 査読結果の受領（A：無修正で掲載可、B：修正後に掲載可、C：修正後に再査読、D：不採用）

⇒ (5) 編集委員会で集約および検討（査読者の審査結果をもとに編集委員会で検討、Aの場合、採用。Bの場合、

投稿者へ修正通知→修正原稿受領→編集委員会で点検→採用。Cの場合、投稿者へ修正通知→修正原稿受領→再査読依頼→編集委員会で点検→採用。Dの場合、不採用）

⇒ (6) 採用（編集委員会で決定）

⇒ (7) 受理（投稿者へ受理通知）

⇒ (8) 掲載

その他

会員から「Webサイトで全面公開を行っているニュースレターへの新会員の氏名・所属の紹介を一考願いたい。それがあつたため、入会をためらっている者がいる」との発言があり、加藤会長が「理事会で審議の上、なるべく早く一定の結論を得たい」と回答した。

→大会後、理事で意見交換し、ニュースレターへの新会員の氏名・所属の紹介を本号から中止することにした。その代わりに、役員改選年度（来年度）の当初、会員に郵送で会員名簿（会員番号、氏名、所属、所属先と住所の都道府県名を記載したもの）を送付する。

事務局からのお願い

このニュースレターをお送りした封筒に、本年度会費納入済で学会誌をお渡ししていない会員に「司法福祉学研究12号」、本年度・過年度の会費を納入されていない会員に会費請求書を同封しました。会費未納入の方は、早期の会費納入にご協力ください。本年度会費納入済にも関わらず、学会誌が届いていない方がいらっしゃいましたら、事務局長（f-seihan@suzuka-u.ac.jp）までお知らせください。